

老人居宅生活支援事業開始届記入要領  
(地域密着型サービス)

- (1) 「事業経営者」欄には、法人の所在地、名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- (2) 複数の事業を開始する際には、それぞれの種類ごとに作成すること。
- (3) 「職員の職種」「職務の内容」欄等には、下表に示す職員について記載すること。

事業の種類	記入職員
老人居宅介護等事業 (夜間対応型訪問介護)	オペレーター、面接相談員、訪問 介護・計画作成担当者
老人デイサービス事業 (認知症対応型通所介護) (介護予防認知症対応型通所介護)	生活相談員、看護職員、介護職員、 機能訓練指導員
小規模多機能型居宅介護事業 (小規模多機能型居宅介護) (介護予防小規模多機能型居宅介護)	介護従業者、計画作成担当者
認知症対応型老人共同生活援助事業 (認知症対応型共同生活介護) ※ (介護予防認知症対応型共同生活介護)	計画作成担当者、介護職員

看護職員とは、看護師・准看護師をいいます。

- (4) 「主な職員の氏名」欄には、老人居宅介護等事業にあつては、「管理者、サービス提供責任者」を、それ以外の事業にあつては「管理者」について記載すること。
- (5) 「事業を行おうとする区域」欄は、市町村単位（大阪市にあつては区単位）で記載すること。
- (6) 事業の用に供する施設の「種類」欄は、「老人デイサービス事業」についてのみ記載すること。
- (7) 「入所定員、登録定員または入居定員」欄は、「老人デイサービス事業」は、記載不要。

【添付書類】

- (1) 届出者の登記事項証明書又は条例

※ 介護保険指定申請と同時にこの届出を提出する場合は、添付書類について省略可。